

貸借対照表

平成24年 3月31日現在

北電テクノサービス株式会社

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流動資産】	2,322,215	【流動負債】	621,460
現金及び預金	58,068	工事未払金	465,104
受取手形	10,898	リース債務	8,432
完成工事未収入金	811,652	未払金	3,116
未成工事支出金	31,325	未払費用	28,555
短期貸付金	1,302,579	未払法人税等	74,950
前払費用	222	預り金	18,737
繰延税金資産	103,548	工事損失引当金	5,212
その他	4,238	その他	17,351
貸倒引当金	△318		
【固定資産】	482,252	【固定負債】	342,752
(有形固定資産)	(326,129)	リース債務	23,988
建築物	217,397	退職給付引当金	318,763
構築物	11,380		
機械装置	2,830		
工具及び器具	52,390		
備品	11,523		
リース資産	30,607		
(無形固定資産)	(5,132)		
電話加入権	5,132		
(投資その他の資産)	(150,990)		
投資有価証券	455		
繰延税金資産	129,075		
その他	21,460		
		負債合計	964,213
		(純資産の部)	
		【株主資本】	1,840,255
		(資本金)	(50,000)
		(利益剰余金)	(1,790,255)
		利益準備金	6,385
		その他利益剰余金	1,783,870
		別途積立金	150,000
		繰越利益剰余金	1,633,870
		純資産合計	1,840,255
資産合計	2,804,468	負債及び純資産合計	2,804,468

(注) 千円未満切捨表示。

個別注記表

自 平成23年 4月 1日

至 平成24年 3月31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ①有価証券 …… 時価のないその他有価証券のみで、移動平均法による原価法によっている。
- ②たな卸資産(貯蔵品) …… 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定)によっている。

(2) 固定資産の減価償却方法

- ①有形固定資産
(リース資産を除く) …… 定率法によっている。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物については、定額法によっている。
- ②リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るものについては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 …… 金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ②工事損失引当金 …… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、期末の未引渡工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上している。
- ③退職給与引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額の100%を計上している。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ①リース取引の処理方法 …… リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- ②消費税および地方消費税の会計処理 …… 税抜方式によっている。

(追加情報)

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 500株

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

- ①配当金の総額 52,060 千円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たりの配当額 104 千円
- ④基準日 平成24年3月31日
- ⑤効力発生日 平成24年6月29日

3. 当期純利益

104, 120千円

4. その他の注記

(1) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率が変更されることとなった。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産は、一時差異等の解消が見込まれる事業年度に対応した改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算している。

この結果、繰延税金資産が22,699千円減少し、法人税等調整額が22,699千円増加している。

(2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。